

住宅改修に関するQ&A

No.	分類	項目	質問内容	回答	参考
1	手すりの取付け	手すりの取替え工事	設置した手すりが老朽化したことから、新たに手すりを設置する場合は、支給対象となりますか。	老朽化したことでの理由では、対象になりません。	
2	手すりの取付け	手すりの位置の移動	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は、支給対象となりますか。	工賃のみ支給対象となります。 (但し取り付け費用のみ。取り外し費用は対象外)	
3	段差の解消	玄関以外のスロープについて	屋外へ出るため、玄関でなく掃き出し窓にスロープを設置する工事は、支給対象となりますか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
4	段差の解消	浴室の改修(ユニットバス)での段差改修などについて	浴室の改修において段差解消、すべりにくい床材への変更や手すりの設置などのためにユニットバスを設置する住宅改修の場合は、支給対象となりますか。	対象となりますが、段差解消など対象となる部分の費用を算出してください。	
5	段差の解消	段差解消機等の設置について	昇降機やリフト、段差解消機等の設置は、支給対象となりますか。	昇降機やリフト、段差解消機等の設置する工事は、対象外です。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 Ⅲ①6
6	段差の解消	昇降機設置のための犬走り撤去について	掃き出し窓から出入りするため昇降機を設置しますが、掃き出し窓下にあるコンクリート製の犬走の撤去を段差解消として支給対象となりますか。	コンクリート製の犬走りの撤去は、昇降機の設置工事(対象とならない工事)の付帯工事と考えますので、住宅改修の対象になりません。	

住宅改修に関するQ&A

No.	分類	項目	質問内容	回答	参考
7	床材の変更	老朽化などによる床の取替えについて	車いすなどの利用により痛んだ廊下を取り替える工事は、支給対象となりますか。	老朽化や消耗を理由とした床材改修工事は、対象になりません。	
8	床材の変更	畳敷きから畳敷きへの変更	畳敷きから畳敷きへの変更は、支給対象となりますか。	転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床への変更であれば対象となります。単に畳が古くなったからという理由ではなく、被保険者の身体状況や住宅の状況等を勘案して必要とされた場合に認められます。	平成29年7月30日 全国介護保険担当課長会議資料 平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ
9	床材の変更	滑り止めゴム	階段に滑り止めのゴムを取り付ける工事は、支給対象となりますか。	対象となります。	平成12年3月31日 介護保険最新情報vol.59 介護報酬に係るQ&A II 1
10	扉の取替え	扉の工事について	扉そのものは取替えないが右開きの戸を左開きに取替える場合は、支給対象となりますか。	扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態に合わせて必要な扉の工事として対象となります。 また、ドアノブをレバー式に変更する場合も対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 III①8
11	扉の取替え	引き戸の取替え工事について	引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を交換する工事は、支給対象となりますか。	対象となります。ただし、古くなったからとの理由では、対象になりません。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 III①9
12	便器の取替え	便器取替えに伴う水洗化工事の範囲	便器取替えに伴う給排水設備工事の範囲に水洗化工事は含まれますか。	便器取替え工事で想定している給排水設備工事は、水洗和式トイレから洋式トイレに変更する場合を想定しているため、水洗化のための浄化槽設置工事や下水道への接続工事などは、給排水設備工事として認めていません。	

住宅改修に関するQ&A

No.	分類	項目	質問内容	回答	参考
13	便器の取替え	洋式便器の改修工事について	<p>身体の状態から既存の洋式便器の便座の高さを高くする場合、次の工事は、支給対象となりますか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げる場合 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合 ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合。</p>	①、②ともに、対象となります。③については住宅改修ではなく特定福祉用具購入の対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 Ⅲ①10
14	便器の取替え	和式便器の腰掛式への変更について	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは、支給対象となりますか。	腰掛便座として福祉用具購入の対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 Ⅲ①13
15	便器の取替え	洋式便器への便器の取替え工事について	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替え工事は、支給対象となりますか。	対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 Ⅲ①12
16	便器の取替え	洋式便器の向きを変える場合について	身体状況から既存の洋式便器の向きを変える工事は、支給対象となりますか。	対象となります。	
17	便器の取替え	既存のトイレとは別にトイレを設置する場合について	既存の和式トイレを改修するのではなく、身体状況にあわせて新たに洋式トイレを設置する工事は、支給対象となりますか。	新築や増改築は、対象になりません。	
18	その他	家族が材料を購入し行った工事	家族が手すりの材料を購入し自ら行った工事は、支給対象となりますか。	手すりの材料費のみが対象となります。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 Ⅲ③7

住宅改修に関するQ&A

No.	分類	項目	質問内容	回答	参考
19	その他	事業者に設置のみを依頼する工事について	手すりの材料は本人が用意したが、設置のみを工事業者に依頼する工事は、支給対象となりますか。	取付け工賃だけでも対象となります。	
20	その他	賃貸住宅退去時の改修費用について	賃貸住宅の退去時の現状回復のための費用は、支給対象となりますか。	対象になりません。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 III③2
21	その他	賃貸アパートなどの共用部分について	賃貸アパートの共用部分の工事は、支給対象となりますか。	基本的に、集合住宅における住宅改修の対象部分は専用の居室内に限られるものと考えます。しかし、洗面所やトイレが共同となっている場合など、共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断してください。	平成12年4月28日 介護保険最新情報vol.71 介護報酬に係るQ&A vol.2 III③3
22	その他	認定者が複数名いる場合の支給額について	夫婦でそれぞれ認定をお持ちの場合、それぞれ支給額は20万円ですか。	ご夫婦で認定をお持ちの場合、それぞれ20万円が支給限度額になります。ただし、同一箇所の工事費用に複数の支給額をあてることはできません。	